

西宮市立留守家庭児童育成センター

令和5年度 ご利用案内 <通年利用分>



令和5年4月1日入所の利用申請期間



令和4年12月1日(木)～令和4年12月28日(水)必着

(追加申請締切：令和5年2月3日(金) 必着)

☆留守家庭児童育成センター。指定管理者一覧(問い合わせ先)☆

留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」といいます)は、就労(在宅勤務含む)等により昼間家庭において適切な育成を受けられない児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るために市が設置している施設です。

各申請書の提出やお問い合わせは、それぞれの育成センターの指定管理者までお願いします。

育成センター	指定管理者 (令和4年10月1日時点)	問い合わせ先
瓦木、津門 (※2)	ライクキッズ 津門留守家庭児童育成センター 〒663-8245 西宮市津門呉羽町 5-13 瓦木留守家庭児童育成センター 〒663-8106 西宮市大屋町 10-20	平日 10:30～19:00 津門育成センター TEL0798-34-2044 瓦木育成センター TEL0798-65-5443
平木 (※2)	日本ディケアセンター 大阪営業所 育成センター事務局 〒531-0075 大阪市北区大淀南 1-9-16 山彦ビル3階	平日 10:00～18:00 TEL06-6147-5001
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局 〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30	平日 9:00～17:00 TEL0798-41-4421
苦楽園、深津 (※2)	シダックス大新東ヒューマンサービス 西宮事務局 〒663-8184 西宮市鳴尾町 1 丁目 24-20 田中ビル3階	平日 10:00～19:00 TEL0798-44-3536
香櫨園、浜脇、用海 (※2)	西宮 YMCA (神戸 YMCA 西宮ブランチ) 〒662-0977 西宮市神楽町 5-23	平日 9:00～17:00 TEL0798-35-5987
高木、高木北、高須西 (※2)	セリオ 西宮事務局 〒662-0034 西宮市西田町 1-22 NDビルハイツ 206 号室	平日 10:00～19:00 TEL0798-78-3908
上甲子園、甲子園浜、 夙川、大社、鳴尾東 (※2)	労協センター事業団 西宮事業所 〒663-8113 西宮市甲子園口 4 丁目 16-3	平日 9:00～17:00 TEL0798-67-5170
上記以外(★)	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター1階	平日 9:00～17:00 TEL0798-36-7127

(★) 今津、上ヶ原、上ヶ原南、瓦林、神原、北夙川、北六甲台、甲東、甲陽園、小松、高須、段上、段上西、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、樋ノ口、広田、南甲子園、安井、山口

※1 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は受付を行いません。

※2 各育成センターでも申請書の受付が可能です（三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く）。



☆最初に必ずお読みください☆

～ 申し込む前に ～

- 持参・郵送とも添付書類を含めて締切日必着です。消印有効ではありませんので、郵送される場合はお早めの手続きをお願いします。
- 令和5年4月からの利用を希望される場合は、P.1の通り必ず令和5年2月3日(金)まで（令和4年12月28日(水)までの申請者の方が優先）に利用の申請をしてください。令和5年2月4日以降の申請は、引越しいや急な就労等の事情を除き、5月以降の入所扱いとなります。
- 提出書類の記入もれ、添付書類等のもれにご注意ください。もれのある場合受付ができません。**勤務証明書の作成に時間がかかる等の理由があっても、全ての必要書類が揃って到着した時点で受付完了となります。**
- 令和4年1月1日に西宮市以外にお住まいで、申し込みと同時に減免申請をされる方は、市・県民税の令和4年度課税証明書が必要です（注：令和5年度市・県民税課税証明書ではありません）。なお、令和4年度市・県民税課税証明書は、令和4年1月1日時点で住民登録をされていた自治体へ請求してください。また、同居の保護者（祖父母含む）の方全員の令和4年度市・県民税課税証明書を添付していただく必要がありますので、ご注意ください。
- 保育所等の申し込み時に使用された勤務証明書のコピーは使用できません。必ず育成センター用の書面でご準備ください。
- 過去の育成料・実費徴収金を滞納している場合は、利用の許可はできませんので至急納付してください。納付方法について、育成料に関しては西宮市（TEL：0798-35-3659）、実費徴収金に関しては各指定管理者にそれぞれお問い合わせください。
- 各申請書の提出やお問い合わせは、表紙掲載のそれぞれの育成センターの指定管理者までお願いします。

～ 申し込んでから ～

- 最大受入児童数を超える申請があった場合、保護者及び同居の祖父母の就労状況や家庭状況等を上記申請締切日ごとに点数化し、許可又は待機を決定します。
- 令和4年12月28日までに申請し、待機となった児童は、令和5年2月3日までの申請で待機となった児童より、待機順位は上位になります。
- 申請内容が事実と異なる場合は申請を無効とし、利用の許可を取り消すことがあります。

～ 入所が決まったら ～

- 口座振替の手続きは育成料と実費徴収金で別々に行ってください。
- 育成料の日割り計算はいたしません。
- 結婚や引越しい等で世帯状況に変更があった場合は『申請事項変更届』に変更事項をご記入の上、指定管理者までご提出ください。なお、世帯状況以外にも、電話番号の変更、勤務先の変更等があった場合も、速やかに提出していただく必要があります。
- 複数クラスあるセンターのクラス分け希望はお受けできません。

西宮市キャラクター
みやたん&みきゃっこ
©たかひしかず



☆利用までの流れ☆

＜ 令和5年4月入所希望（申請受付期間：令和4年12月1日～12月28日まで）＞

利用許可申請書を提出
(12/1～12/28)



指定管理者より利用許可
通知書を発送（1月下旬）



市より育成料決定通知書を
発送（2月上旬）

＜ 令和5年4月入所希望（追加申請受付期間：令和5年1月4日～2月3日まで）＞

利用許可申請書を提出
(1/4～2/3)



指定管理者より利用許可
通知書を発送（2月中旬）



市より育成料決定通知書を
発送（3月上旬）

＜ 令和5年5月以降の入所希望＞

利用許可申請書を提出
(利用開始月の前月20日
(土日祝の場合は直前の平日))



指定管理者より
利用許可通知書が届く
(利用開始月の前月下旬頃)



市より育成料決定通知書が
届く（利用許可通知書が
届いてから数日後）

☆対象児童（利用可能な家庭）☆

- 西宮市内に住所を有する、西宮市内小学校の1年生から3年生までの児童
(一部の育成センターでは4年生受入れをモデル実施していますが、1～3年生の利用が優先されるため、4年生の利用許可通知の発送は2月中旬となります)
(R5年度)4年生受入実施センター：今津、甲東、高須、西宮浜、山口、段上、段上西、樋ノ口、小松、春風、瓦木、上甲子園、甲子園浜、鳴尾東、夙川、鳴尾、香櫨園、高木、高木北、高須西、苦楽園、深津、平木、**神原、安井、名塩、鳴尾北**【令和4年10月1日時点】
- 特別支援学級・学校在籍か、療育手帳又は身体障害者手帳を所有している場合は6年生までの児童

☆利用許可申請に必要な書類☆

保護者及び同居の祖父母（利用開始時に65歳未満の方）が放課後児童を育成できない以下の状況（1）～（5）を確認できる書類の提出が必要です。
(巻末の書類を切り取ってご使用いただくか、ホームページからダウンロードすることもできます。)

◇ 共通書類

- 利用許可申請書（P.1～4までもれなく記入の上、すべてご提出ください。）
 - ・児童1人につき1枚作成してください。
 - ・兄弟姉妹で申請される場合は、保護者名も同一の方をご記入ください。
 - ・午後7時までの延長利用を希望される場合は、「5. 延長利用申請」の「延長利用する」にチェックを入れ、お迎え者全員のお名前をご記入ください。
 - ・「誓約事項について」は、文面をよくお読みいただき、署名してください。



共通書類は
どの状況で申し込む
場合でも必要だよ！

(1) 就労の場合

昼間に、居宅外又は居宅で次のすべての条件に合う労働をしていること。

- 1日4時間以上（月～金曜日は、勤務終了時間が午後2時より早い場合又は勤務開始時間が午後4時より遅い場合は不可）
- 月曜日から土曜日の間に4日以上（それと同等と認められる日数）
- 継続した勤務（1ヶ月以内の短期間アルバイト等は不可）

○ 勤務証明書（申請前3か月以内に証明されたもの）

- 所定の用紙に勤務先で就労状況を記入してもらってください。
- 採用予定の方も「採用予定者」として、その採用予定先で同様に就労状況を記入してもらってください。なお、事業所（会社等）としての証明であれば、証明者名は所属長等でも結構です。
- 復職予定の方（育児休業中等）も「復職予定者」として、その復職予定先で同様に就労状況を記入してもらってください。（例：ご家族の保育所入所が決まり次第、復職する等）
※利用開始希望月までに復職できない場合は、「利用申請取下げ届」の提出が必要です。
- 採用予定や復職予定、育児休業中の方は、就労・復職3ヶ月後に「勤務証明書」の再提出が必要です。（例：4/25に復職等した場合、4～6月の勤務実績が記入された証明書を7月初旬に再提出してください）
- 自営業者の場合、勤務証明書は自書で結構ですが、自営業を営んでいることがわかる書類（直近の確定申告書の写しや、税務署への開業届等）をあわせて提出してください。
- 2通目以降をコピーで提出する場合は、児童名の欄に全ての児童の名前をご記入いただき、原本を付けていただいた児童名に○印を付けてください。

(2) 出産の前後の場合

母親の出産（予定）日の前後8週間。育児休業中は利用できません。

※産前8週前の日が属する月から、産後8週目の日が属する月の月末まで利用可能

出産（予定）日は産前期間に含む

- 母子健康手帳の写しなど出産（予定）日のわかる書類
- 母親以外の方（父・同居の祖父母）については「勤務証明書」等利用要件を確認する書類

- 産後8週間終了後に、すぐ復職する予定があり、引き続き育成センターの利用を希望される場合は、「勤務証明書」もあわせて提出してください。この場合、復職3ヶ月後に、就労実績の記載された「勤務証明書」の提出が再度必要になります。
- 利用開始後、実際の出産日が出産予定日より遅れた場合、許可期間を延長できる場合がありますので、指定管理者までお問い合わせください。

(3) 疾病・負傷等により1ヶ月以上の入院、心身の障害等により児童の育成ができない場合

- 医療機関発行の診断書

※それにより児童の育成が困難である旨の記載が必要です。

※療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証等をお持ちの方は、その写しをあわせて提出してください。

(4) 親族の介護等により児童の育成ができない場合

※就労の条件と同様の状態と認められる場合に限る

- 介護が必要な親族の医療機関発行の診断書 ※要介護認定3～5の方については不要
- 介護保険被保険者証の写し

○ 介護の状況を説明いただく申請理由申立書

(5) その他、上記と同様の状態と認められる場合（職業訓練学校への通学等）

○ 児童を育成できないことを証明する書類

例：職業訓練学校在籍ならば、「在学証明書」「時間割」等、就労と同等の日数・時間数通学等することが分かるもの

◇ その他の必要書類

○ 育成料減免申請書（育成料の減免制度 i（P.6 参照）を希望される方）

- ・令和 4 年 1 月 1 日に西宮市以外にお住まいだった方は、市・県民税の令和 4 年度課税証明書（令和 3 年分所得に基づく市・県民税額のわかる書類 ※源泉徴収票ではありません）を保護者（祖父母含む）の方全員分（お一人ずつ）添付してください。
- ・生活保護世帯の方は、生活保護証明書（写し可）又は生活保護受給証の写しの提出が必要です

○ 療育手帳又は身体障害者手帳の写し（利用児童に障害がある場合）

☆利用時間等☆

(1) 開所日及び開所時間

開所日		開所時間	延長（希望者のみ※）
月曜日～金曜日	学校の授業日	下校時～午後 5 時	午後 5 時～午後 7 時
	春・夏・冬休み・ 学校休業日（創立記念日等）	午前 8 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 7 時
土曜日		午前 8 時～午後 5 時	なし

※延長利用にあたっては別途料金がかかります。

※原則、育成センターへは児童自身の自主通所となりますが、延長利用の降所時は必ず午後 7 時まで保護者等のお迎えが必要になります。午後 7 時を過ぎて、お迎えに来られることが続くと延長利用やご利用自体を取り消すことがありますので、ご注意ください。

※育成センターの保育時間中、塾などに行き、育成センターに戻る（中抜けする）ことはできません。

※利用申請と同時に延長利用を希望される場合は、利用許可申請書（P.3）の「5. 延長利用申請」にて申請してください。利用申請後に延長利用を希望される場合は、「延長利用申請書兼誓約書」（西宮市ホームページに掲載あり）を提出してください。

(2) 休所日

日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

台風等の影響により運営に支障が生じる場合や、暴風又は大雨警報等が発表された場合、休所となる場合があります。警報等を理由に学校が一斉下校となった場合は、育成センターは休所となります。また、学級・学年閉鎖に該当する学級・学年の児童は、閉鎖期間中は利用できません。

☆費用等（育成料・実費徴収金）☆

(1) 育成料

育成料は西宮市が徴収しており、1 人当たり月額 8,200 円です。延長を希望される方は 1 人当たり月額 3,000 円が加算されます。いずれも日割り計算はいたしません。

①減免制度 i

該当する世帯には、下表の減免制度があります。※児童 1 人につき 1 枚の減免申請書の提出が必要です。

世帯の所得区分	育成料	延長加算
生活保護世帯・令和 4 年度「育成料減免基礎額」が 0 円の世帯のうち母子・父子世帯	0 円	0 円
令和 4 年度の「育成料減免基礎額」が 0 円の世帯	2,000 円	3,000 円
令和 4 年度の「育成料減免基礎額」が 6 万円未満（0 円を除く）の世帯	4,100 円	3,000 円
令和 4 年度の「育成料減免基礎額」が 6 万円以上 12 万円未満の世帯	6,100 円	3,000 円

※「育成料減免基礎額」の計算方法等の詳細については、「育成料減免申請書」の裏面をご覧ください。

②減免制度 ii

同一世帯で同時に 2 人以上の児童が育成センターを利用する場合は、第 2 子目以降の児童は第 1 子の 1/2 が減額（延長加算は対象外）されます。「育成料減免申請書」の提出は不要です。

「利用許可申請書」「1. (2) 同居親族（兄弟姉妹・伯叔父母等）の状況」の「育成利用」欄に○印をつけてください。

③納付方法

- 原則、口座振替によりお支払い頂きます。振替手数料の負担はありません。
- 利用許可後、市から「育成料決定通知書」、「口座振替申し込みの案内」、「口座振替申込書」が送付されます。WEB にて登録（対応している金融機関のみ）いただくか、金融機関に「口座振替申込書」を持参し、口座振替の手続きを行ってください。
- 口座引落日は毎月 27 日（当月引落日）です。金融機関が休業日の時は翌営業日です。
- 口座振替分の領収書は発行されませんので、振替の確認は預金通帳でお願いします。
- 許可期間中は「利用辞退届」の提出がない限り、全くご利用のない月も育成料はお支払い頂きます。

育成料に関する問合せ：西宮市役所 育成センター課 ☎ (0798) 35-3659

(2) 実費徴収金

- 実費徴収金は各育成センターの活動に必要な、日々のおやつ代及び行事費のことです。
- 実費徴収金（月額 2,500 円程度）は、各指定管理者が口座振替により徴収します。
- 実費徴収金の口座振替申込書につきましては、各指定管理者の案内に従ってください。
- 行事内容等によっては、実費徴収金の追加が発生する場合があります。

実費徴収金に関する問合せ：P.1 の各指定管理者にお問い合わせください

(3) 注意事項（育成料・実費徴収金共通）

- 日割り計算はいたしません。
- 育成料と実費徴収金の口座振替手続きはそれぞれ別々に必要です。

☆申請方法☆

(1) 申請書の配布場所・提出先

配布場所：各育成センター、各指定管理者事務局、西宮市役所育成センター課
（西宮市または各指定管理者のホームページからプリントアウトも可能です）

提出先：P.1に記載の表の各指定管理者

提出方法：郵送又は直接ご持参ください（FAXでの提出はできません）

※書類不備・不足があれば、受付できませんのでご注意ください。

※兄弟姉妹で申し込まれる場合は、同じ封筒での郵送をお願いします。

(2) 受付期間・締め切り日

① 令和5年4月1日からの入所について

P.1（表紙）をご参照ください。

② 年度途中からの入所について

ご利用開始月の前月20日（20日が土曜・日曜・祝日の場合は直前の平日）が締切日になります。

利用許可の発送は、利用開始前月の下旬となります。

③ 長期休業期間（春・夏・冬休み）のみの利用について（※申請用紙、利用要件が異なります。詳細はご利用案内〈長期休業用〉をご覧ください）

春休み受付期間：令和5年 1月23日（月） ～ 2月20日（月）

夏休み受付期間：令和5年 5月22日（月） ～ 6月20日（火）

冬休み受付期間：令和5年 10月23日（月） ～ 11月20日（月）

(3) 利用の許可について

2月3日（金）までの申請者より、12月28日（水）までの申請者の方が優先となりますが、各受付期間内においては、先着順ではありません。

最大受入児童数を超える申請があった場合、保護者及び同居の祖父母の就労状況や家庭状況等を上記申請締切日ごとに点数化し、許可又は待機を決定します。（詳しくは市又は各指定管理者まで）

利用許可期間は最長で令和6年3月31日（令和5年度末）までとなり、毎年度利用申請が必要です。

育成料・実費徴収金に滞納がある世帯は、利用の許可はできません。

☆申請内容に変更が生じた場合☆

提出書類	締切日	備考
延長利用申請書 兼 誓約書	毎月20日	締切日の翌月からの適用となります。
減免申請書	月末	受付日の翌月からの適用となります。
延長利用中止／延長利用取下げ届		
利用辞退／利用申請取下げ届		
申請事項変更届	随時	

○ 提出書類の締切日が土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の平日となります。（必着）

○ 「利用申請取下げ届」「利用辞退届」「延長利用取下げ届」「延長利用中止届」の提出がない場合は在籍（延長利用）とみなされ、育成料等が徴収されますのでご注意ください。

○ 市内転居等で別の育成センターの利用を希望される場合は、ご利用中の育成センターを退所していただき、転校先の育成センターに改めて新規申請をしていただく必要があります。

○ 年度末における通年利用終了時（令和6年3月31日）の利用辞退届の提出は不要です。



西宮市民設放課後児童クラブのご紹介

西宮市 育成センター課

☎0798-35-3206

民設放課後児童クラブとは？

就労等により昼間、家庭に保護者がいない小学校1～4年生の児童に、放課後や長期休業期間中、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るため、民間の事業者が市の補助を受け、設置・運営する施設です。

詳細は西宮市ホームページでページ番号「22428523」を検索してください。

空き状況・申込方法等については直接運営事業者へお問い合わせください。



民設放課後児童クラブ一覧

対象小学校区	問合せ☎	クラブ名	運営事業者	開設日
段上西小・段上小 甲東小	0120-214-620	放課後クラブ いつざいや	有限会社 エムステージ	R2. 4. 1
鳴尾北小 小松小	0798-44-6217	学童保育じゃんぷ 甲子園クラブ	特定非営利活動法人 子ども支援ホーム	R3. 4. 1
上ヶ原小 上ヶ原南小	0798-61-1667	アフタースクール にしのみや上ヶ原	特定非営利活動法人 三楽	R3. 4. 1
広田小・高木小 平木小・甲東小	0798-31-6001	アフタースクール 丸橋		R3. 4. 1
南甲子園小・甲子園 浜小・鳴尾東小	0798-44-6217	学童保育じゃんぷ 甲子園南クラブ	特定非営利活動法人 子ども支援ホーム	R4. 4. 1
夙川小・北夙川小 神原小・甲陽園 小・苦楽園小	0798-65-3499	アフタースクール 夙川	特定非営利活動法人 三楽	R4. 4. 1
高木小・樋ノ口 小・高木北小	0798-65-3499	アフタースクール にしのみや高木西		R5. 4. 1 (予定)
瓦林小・瓦木小 高木小	0798-65-3499	アフタースクール かわらばやし		R5. 4. 1 (予定)
用海小・浜脇小 安井小	0798-65-3499	アフタースクール 用海		R5. 4. 1 (予定)

○保育料など

【保育料】 育成センターと同じく月額8,200円（延長利用料は別途月額3,000円）
所得状況により育成センターと同様の減免制度有

【開所時間等】 開所日・開所時間は育成センターに準じます

○送迎について

【登所時】 放課後、クラブのある校区の児童は自主登所です。校区外の児童は、学校からクラブまで車等で運営事業者がお迎えします（料金不要）

【降所時】 保護者のお迎えまたは自主降所
クラブからご自宅までの送りサービスを実施しているクラブもあります（※）

○再延長サービスについて

正規の延長時間以降（例えば、平日19時～20時、土曜日17時～19時）にさらなる延長サービスを実施しています（※）

（※）自主事業について

各クラブとも、特色ある保育や自主事業（例：英会話教室、ダンス教室等）を多様に実施しています。実施内容・料金はクラブごとに、運営事業者が定めています。

放課後キッズルーム事業

放課後の学校施設を活用し、子どもたちが自由に過ごせる居場所を提供することで、子どもたちの健やかな成長を支えることを目指す事業です。

数名の見守りサポーターがいますが、保育を目的とするものではなく、活動内容は子どもたちが決めます。宿題や読書、ぬり絵や折り紙、将棋やオセロ等、子どもたちは思い思いの時間を過ごします。自主的な活動を通して、成長に必要な社会性や協調性をはぐくむことも目指しています。

現在、26の小学校、義務教育学校で実施しています。活動日や活動時間、活動場所等は、学校によって異なります。詳細は、西宮市ホームページで、ページ番号「52739500」を検索するか、右のQRコードを読み取り確認してください。



【市間い合わせ先】西宮市教育委員会 地域学校協働課 ☎ 0798-35-3652